# 令和元年度 地域提案型 空き家活用事業(調査研究事業) 実施団体 募集要項

# 1. 調査の目的, 背景

平成 25 年住宅・土地統計調査によると,指宿市における空き家戸数は 4,360 戸,空き家率は約 19.5%となっており、人口減少社会のなか、空き家の活用の促進は、重要な取組であると考えております。

また,自治会等が空き家の情報を把握していることや,地域独自の取り組みも行われていることなどから,地域住民の主体的な取り組みによる空き家の活用を支援し,空き家を資源とした「まちづくり」や「地域コミュニティの活性化」を図るため,『地域提案型 空き家活用事業 (調査研究事業)』を平成 30 年度から開始しています。

本事業においては、事業の仕組みや一連のプロセスを検証するとともに、地域における取り組みの課題や成果などを検証・蓄積・周知することで、今後の取組につなげることを目的としていることから、公募により事業実施団体を募集します。

## 2. 事業の概要

本事業は、自治会などの団体が行う空き家の調査研究に対して、その一部を補助することで、地域が行う空き家の活用等の取組を支援するものです。

事業種別	補助対象者	補助の対象となる取り組み	補助率•上限額	
調査研究	•地域コミュニ	・空き家マップ、台帳の作成	調査研究費の 1/1	
事業	ティ組織(自治	・空き家・跡地の活用計画の	以内	
	会,区,校区等)	検討,作成	(上限 15 万円)	
	•営利を目的と	・地域住民を対象とした研修		
	しない団体	会や先進地視察		
		・周知、啓発のためのパンフ		
		レット、ホームページ等作成		
		など		

# 3. 募集の対象

調査研究事業を実施する団体 1団体(予定)

#### 4. 応募資格

- (1)以下のいずれかの団体であること
  - ①地域コミュニティ組織(自治会,区,校区等)
  - ②その他営利を目的としない団体(NPO法人、まちづくり団体など)
- (2) 本事業を年度内に適切に実施できる体制であること
- (3) 宗教団体, 政治団体, 暴力団等でないこと。

## 5. 応募方法

応募申込書及び事業概要書に必要事項・取組内容をできるだけ具体的に記載し、指宿市総務部市長公室政策推進係へ1部提出してください。(郵送提出可) 募集要項、応募申込書及び事業概要書等の様式は、市長公室及び山川・開聞支所地域振興課で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

なお、提出いただいた応募申込書及び事業概要書は返却できませんので、あらかじめコピーをお取りください。また、郵送提出の場合は、郵送により提出を行ったことを確認するため、お手数ですが、その旨を電話にてご連絡ください。

# 6. 募集期間及び提出場所

募集期間:令和元年5月10日(金)~5月31日(金)(必着)

受付時間:月曜~金曜 午前8時30分~午後5時15分(祝祭日は除く)

提出場所:指宿市総務部市長公室政策推進係(指宿庁舎2階)

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地【郵送提出可】

# 7. 調査研究事業の実施団体の選定

以下の手続きに沿って調査研究事業の実施団体の選定を行います。

## (1) 応募書類の確認

応募者から提出された応募書類等の必要書類がそろっているか, 応募資格 を満たしているかを市で確認します。また, 記載内容について, 市で聞き取り を行う場合があります。

## (2)審查委員会

提出された応募申込書及び事業概要書の記載内容を基に、審査委員会において、次ページの【審査項目・基準】で示した基準により、事業概要書の計画内容を審査し、調査研究事業の実施団体を選定します。

#### (3) 選定結果のお知らせ

令和元年6月初旬から6月中旬に、応募者全員に選定結果をお知らせし、市ホームページで公表します。

# 【審査項目・基準】

審查項目	基準		
取り組み内容	容 〇地域が主体的に行う取組であるか。		
(75点)	○地域の現状・課題を把握し、その解決につなが	15	
	る取組であるか。		
	○取組内容に具体性があり、年度内に一定の成果	15	
	が出せるものであるか。	15	
	・地域の活性化につながる取組であるか。	10	
	・補助事業終了後においても,取組の継続性や効	10	
	果の持続性が期待できるものであるか。	10	
	・地域での既存の取組や検討があるなど、住民の		
	理解・協力が得られることが期待できる取組であ		
	るか。	l	
実施体制			
(10点)			
地域性	・地域の街並み・自然環境, 歴史・風土など地域	10	
(10点)	特性を活かした特徴的な取組であるか。		
その他 (5点)	• 上記以外に特筆すべき事項があるか。	5	
合 計			

※凡例:○【重点項目】

# 8. 調査研究事業の流れ

- ①応募申込書・事業概要書の提出
- ②調査研究事業の実施団体の選定(選定結果の通知)
- ③補助金交付申請書の提出(審査後,交付決定通知の送付)
- ④事業の実施(必要に応じて補助金概算払い)
- ⑤実績報告書の提出【令和2年3月19日(木)まで】(審査後,確定通知の送付・補助金払い)

# 9. 問い合わせ先

指宿市総務部市長公室政策推進係

**〒**891-0497

指宿市十町 2424 番地(指宿庁舎 2 階)

TEL 0993-22-2111 (内線 127)

FAX 0993-24-3826

Email: <a href="mailto:koshitsu@city.ibusuki.jp">koshitsu@city.ibusuki.jp</a>
HP: <a href="mailto:http://www.city.ibusuki.lg.jp">http://www.city.ibusuki.lg.jp</a>

## 10. 参考

- (1)調査研究事業における取組(参考例)
- ①空き家調査(現況調査・所有者調査など),空き家マップ・台帳の作成,その 更新方法の確立,空き家調査結果の防犯・防災等の活用方策の検討
- ②空き家所有者の意向確認,地域活性化につながる活用方法の検討,空き家活用計画の作成
- ③空き家・跡地に関連する地域のルール等の検討・作成(住まいを空き家にする際の自治会等への連絡方法、空き家の維持管理、新規移住者への対応など)
- ④移住希望者・空き家活用希望者への地域情報・空き家情報の発信(パンフレット「〇〇地域の暮らし方」の作成、インターネット・ホームページの作成など)
- ⑤空き家の活用等に取り組む地域住民の意識啓発のための研修・講演等の開催
- ⑥空き家活用をする上で必要な、専門家(例:司法書士,建築士等)の助言・サポート

など

- (2) 調査研究事業において補助対象となる経費・ならない経費(参考例)
  - ○補助対象となる経費
    - (1)報 償 費 講師謝礼(研修,講演など)
    - (2)旅 費 講師招聘旅費(実費/鉄道賃・宿泊料等)
    - (3) 消耗品費 事務用品, コピー用紙などの消耗品
    - (4)食糧費 会議・研修等におけるお茶代など
    - (5) 印刷製本費 チラシ・パンフレット・のぼり・資料印刷など
    - (6) 通信費 郵便料金など
    - (7) 保険料 保険掛金(調査等の実施時)、ボランティア掛金など
    - (8) 委託料 専門家(司法書士等)への委託料
    - (9) 使 用 料 施設使用料(研修・講演等の会場使用に限る)
    - (10) その他 上記以外で、事業に必要であると市長が認めたもの

## ×補助対象とならない経費

- (1) 各種経費 実施団体の経常的な活動に要する経費(事務所費等)
- (2) 人 件 費 実施団体の構成員に対する人件費
- (3) 食 糧 費 懇親会等における団体の構成員に係る飲食代
- (4) その他 事業に直接必要でない経費,事業以外に使用する経費 ※ 事業に直接必要となる経費のみが補助の対象。